

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国子会社の清算手続きの最新動向

中国に子会社を持つ日系企業が、中国子会社の清算等の組織再編を検討するにあたって、清算の困難さはよく知られていますが、中国政府はシステム化・情報共有化により、清算手続きの簡素化・期間の短縮を図ることにより、外資企業の投資環境を改善する動きを進めています。

### 1. 中国での外資系企業の普通清算手続き

外資系企業の最も一般的な法人清算の方法である普通清算手続きの流れは図表1の通りです。

図表1【普通清算の手続き】

普通清算の手続き	所要日数（注3）
1. 株主会・董事会の解散決議	
2. 清算委員会の設置	解散決議から15日間以内
3. 残余財産の処分・債務弁済完了取引	
4. 解散事業年度監査と清算監査	
5. 税関へ抹消許可申請の提出	所要日数：約45日
6. 税関より抹消許可の取得	
7. 税務局へ抹消許可申請の提出	45日間の公告期間経過後10. 工商管理 局手続きが可能
8. 債権者への通知・公告	
9. 税務局より税務抹消許可の取得（注1）	所要日数：約3か月
10. 工商管理局へ正式抹消許可申請の提出	所要日数：約45日
11. 工商管理局より抹消許可の取得	
12. 外貨管理局（銀行）へ抹消許可の申請	所要日数：約30日
13. 外貨管理局（銀行）より抹消許可の取得	
14. その他関連機関（注2）へ抹消許可申請の提出	
15. その他関連機関より抹消許可の取得・清算終了	

注1 原則として、税務調査が3か月間、移転価格調査の場合1年間程度行われます。

注2 その他関連機関とは、財政局、統計局、社会保険センターなどの政府機関をいいます。以下同様。

注3 日数は営業日であり、通常普通清算の場合、合計9か月を要します。

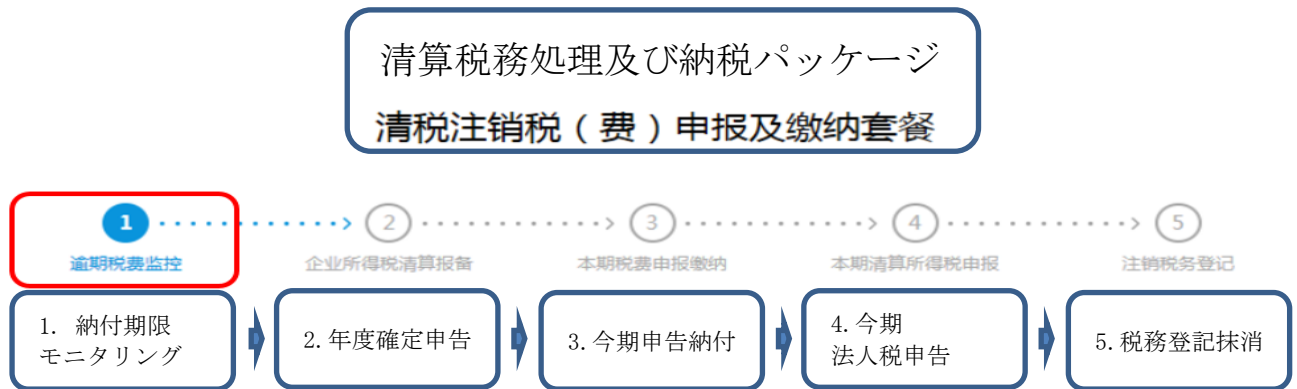
過去にコンプライアンス違反を犯していない企業は、図表1に示した一般的な手続きではなく、簡易手続きが可能です。例えば、8. 債権者への通知・公告は新聞に45日間の掲載を要しますが、簡易手続きの場合、工商管理局の企業信用情報公示システムにて解散公告を掲載すればよく、無料であるうえ、公告期間も45日から20日に短縮されます。

## 2. 清算に伴う税務調査の概要と対応のポイント

中国の外資系企業が普通清算する場合において、図表1の「9. 税務局より抹消許可」を受けるには、その前段階として税務局からの税務調査を受けることがほとんどです。税務総局は「電子税務局」システムを導入していますので、税務抹消許可申請を受けた時点で、当該企業の他の手続きの進捗状況のモニタリングが可能となります(図表2)。具体的には、各種税金の申告・納付漏れ、滞納の有無、税務届出等の手続きの進捗状況モニタリングです。

これにより企業は清算手続きにおける未解決事項を随時確認できますので、手続きをスムーズに進められます。さらに、税務コンプライアンスを遵守してきた企業には、税務調査が行われないケースもあります。また、税務調査が行われても、修正申告を求められずに税務抹消許可を取得した例もあります。

【図表2】電子税務局システム



## 3. 新型コロナウイルスの影響のため、董事長および総経理が中国に渡航できない場合の清算手続き

日中間の渡航制限のある状況下でも、現地専門家等を活用し、清算手続きを進められます。まず、中国子会社の株主会または董事会による解散決議は日本で行うことができます。次に、中国の会社法の規定により清算委員会を組成します。清算委員は解散日から清算終了日までの業務、例えば、残余財産の処分、従業員の解雇、財務諸表の作成、税務調査の対応、関連書類への署名などを行います。元董事や元総経理が日本におり、署名等が困難な場合、中国の弁護士・会計士等を清算委員とすることができます。たとえば、清算委員会は日本親会社の担当取締役、中国子会社の総経理および弁護士の計3名で組成し、総経理が残余財産の処分および従業員の解雇業務を、弁護士は政府機関における抹消手続きを、担当取締役は関連書類の審査や日本親会社の承認手続きを担当する例があります。

一方で、国家市場監督管理総局は、「企業抹消業務便利化の推進に関する通知」に基づき「e ネット」システムを導入しました。これにより、工商管理局での抹消許可の前提となる別部門での手続き進捗をシステム上で把握できるようになっています。企業側はe ネット上で関連手続きを進めることができ、期間も短縮しました。

これらにより、日本親会社は渡航制限が解除されない状況の中でも、外部専門家と協力しながら、清算手続きを進めることができるようになっています。